

広域連携の勧め

～ 多摩の魅力を高める 18 の連携 ～

平成 18 年 11 月

東京都市長会

提言にあたって

東京都市長会から9回目の政策提言、「広域連携の勧め ～多摩の魅力をも高める18の連携～」をここに明らかにする。

自治体の広域連携ですぐ思いつくのは図書館の相互利用や消防の相互応援協定である。他方、最近のごみ処理施設の建て替えに伴う連携を見るまでもなく、様々な連携が求められている。

我々は、今回の提言で自治体による広域連携の背景やその効果に触れ、次に多摩における連携の実態を分析した。そして、多摩の魅力をも高めるための取り組みを二つ、提言した。

一つは、新たな取り組みとして「18の広域連携事例案」を示したことである。これはあくまで例示であるが、こうした取り組みについて各自治体間での協議が進むことを大いに期待するものである。

もう一つは、連携の推進に寄与するであろう、「助成制度の創設」である。是非、この助成制度を活用し、連携の芽が大きく育って欲しいと願うところである。

目 次

第1章	今、なぜ広域連携か	1
1	広域連携の勧め ～自立（都市間競争）とテーマ別自治体連携を～	1
2	広域連携の背景	1
	(1)生活圏の広がり (2)広域的な行政テーマの存在	
	(3)効果と効率化が求められる自治体 (4)「魅力的な多摩」を創るために	
3	広域連携による効果	3
第2章	多摩における広域連携の現状	4
1	広域連携の現状	4
	(1)構成団体数から見た広域連携 (2)法定内の広域連携	
	(3)法定外の広域連携 分野による分類 性格による分類	
2	連携の課題	7
	(1)受け身的な連携が多い (2)自治体だけの連携が多い	
	(3)住民への情報発信が少ない (4)連携のルールづくりが必要	
第3章	多摩の魅力を高めるために	9
1	能動的でより主体的な連携を	9
	(1)新たな課題に立ち向かう主体的な連携を (2)市民、大学など多様な主体や社会資源を活用した連携を (3)エリア（都県境）を越えた連携を	
2	連携の方向性について	10
	(1)連携することで「効果」が高まる取り組み	
	(2)連携することで「利便性」が高まる取り組み	
	(3)連携することで「効率性」が高まる取り組み	
	(4)連携することで「実現性」が高まる取り組み	
3	多摩の魅力を高める 18 の連携事例	11
	統一河川条例（仮称「多摩川条例」）の制定 湧水保全での連携	
	鉄道沿線まちづくり連携 災害の事前、事後連携	
	ごみ減量大作戦 「広域市民活動サイト」の立ち上げ	
	多様な図書館連携 コミュニティバス連携（共同運行、相互乗り入れ）	
	自転車利用の広域連携 ～サイクル&バスライド～ 大学との連携	
	保育所入所枠での連携 下水道施設の維持管理連携	
	各種システムの共同開発 「住民税徴収整理機構」で滞納整理の推進	
	「退職職員人材バンク」の共同設置 農業法人の共同設置	
	L R T 導入での連携 公文書館の共同設置	
4	広域連携活動に対する助成制度の創設	22
資料	広域連携等に関する市町村アンケート集計	23

第1章 今、なぜ広域連携か

1 広域連携の勧め ～自立（都市間競争）とテーマ別自治体連携を～

平成 11 年から始まった「平成の大合併」は今年の春、ひとまず終息した。この結果、3,200 余りあった全国の市町村は 1,820 に集約された。西日本を中心に多くの自治体は合併に進んだが、今回、多摩は合併を選択しなかった¹。

多摩が合併を選択しなかったのは、各市とも平均 10 万人という人口規模であることに加え、一定の財政基盤と行政能力を有しており、自立性の高い自治体運営を行っていたからにほかならない。当面、合併は必要なかったのである。

合併を選択しなかった多摩の自治体が今後、どうしていくのか。今や、住民が自治体の行政サービスの質や量で自治体を評価し、居住する自治体を選ぶ自治体間競争の時代になっている。このため、多摩の自治体もそれぞれが財政基盤や行政能力を高めるために努力を積み重ねているが、課題の内容や財源問題などから、そこには自ずと限界がある。

我々は、こうした各自治体が競い合う「都市間競争」の意義を認める一方で、多摩全体の魅力を高めるために、共通のテーマや目的を持つ自治体が、今まで以上に連携して取り組む、「自治体間連携」をここに提言する。

これは、多摩の地域特性・特色を生かした、合併とは異なる新たな自治体経営のあり方を全国にアピールし、先導する試みともなる。

2 広域連携の背景

多摩では、これまでも近隣市による連携、あるいはテーマによっては全市町村が一つになって対応している経験を持っている。こうした中で、更なる自治体間連携を提唱する背景には、次の 3 点がある。

(1) 生活圏の広がり（住民の生活圏や行動範囲が一層、広範囲になっている）

多摩地域は、南北交通がやや弱いという状況はあるものの、他県に比べると鉄道を中心とする交通網は比較的整備されている。また、私立の学校や大学も数多く存在するほか、商業施設もいくつかの集積地点がある。このため通勤、通学はもちろん、ショッピングなど住民の生活圏や活動範囲は、当たり前のように行政区域を越えて広域化してい

¹ 田無市と保谷市が平成 13 年 1 月 21 日に合併し「西東京市」が誕生しているが、「平成の大合併」とはやや意味合いの異なる合併である。

る。面積が広く、生活圏が一つの自治体内に収まることの多い、地方の都市とは異なる状況があるといえる。

こうした生活圏等の広がりに伴い派生する様々な行政需要に対応するためには、行政区域を越えた、いわば生活圏を一つの自治体と捉えるような連携が有効である。

(2) 広域的な行政テーマの存在

水と緑は、多摩の地域特性の代表といっても過言ではない。きれいな川や湧水の保全、緑の保全を望む住民は多いが、このテーマは一自治体のみのテーマではなく、取り組みも一自治体よりも関連する自治体がこぞって対応してこそ、効果があるといえる。同様に鉄道の延伸や立体化、都市計画道路を始めとする道路整備や下水道、また防災対策など、広域的な視点で取り組まなければならないテーマは、まだ多数あるといえる。

(3) 効果と効率化が求められる自治体

景気動向等がやや好転したとはいえ、自治体の財政事情は引き続き、厳しい状況は変わらない。一方で、地方分権の進展に伴う事務移譲に加え、少子化対策や高齢社会への対応など、自治体の行政課題は増えることはあっても減ることはない。

こうした状況にある今日、広域連携は、自治体経営にとって効果的な選択肢の一つである。連携による効率化で生じた余力は、別の行政課題に投入できるからである。

以上、広域連携の背景として3点を確認したが、もう1つの背景を加えておきたい。これは、背景というよりも提唱する新たな広域連携の目的といっても差し支えないものである。

(4) 「魅力的な多摩」を創るために

人口400万人は全国11位、製造品出荷額も同じく11位、これは多摩を一つの県と仮定した場合の48都道府県での順位である。このほか、大学の集積率も極めて高く、これらは多摩がポテンシャルの高い、活力に満ちた地域であることを表している。一方、多摩は、同じ東京都であるが23区とは異なる歩みを持っており、自治体ごとの独自性や個性とともに、多摩全体としての一体感がある。東京たま広域資源循環組合が展開している交流事業、「三多摩は一つなり」は、この多摩の特性を表現しているといえる。

我々は、この多摩の魅力をさらに高め、住民が住んで良かったといえる多摩を創るためには、多摩地域を一つのエリアとして捉え、各自治体の独自性を尊重しながら、テーマや目的による、ゆるやかな広域連携が有効であると考えている。

3 広域連携による効果

広域連携による効果は、連携する内容やスタイルによって異なるが、共通するのは、「**実現性が高まる**」ことである。例えば、鉄道の立体化事業などは単独自治体の運動よりも、複数の自治体が連携した運動のほうがはるかに強力な取り組みとなり、実現性も高くなる。「**発言力が強化される**」「**対外的なアピール度が増す**」、これらも広域連携の効果である。

また、「**事業効果が高まる**」ことも、連携の効果である。一つの自治体で解決しても、その効果は限定的であるが、広域で解決されるなら、事業効果は飛躍的に拡大することが期待できる。東京たま広域資源循環組合は代表的な事例である。

次に、「**住民の利便性が向上する**」という効果がある。顕著な事例は図書館の共同利用に見ることができる。それまですぐ近くにありながら、他自治体の図書館のために利用できなかったが、連携することで利用することが可能となるのである。その他、連携することで自治体間のサービス水準が平準化され、結果としてサービス水準の低い自治体の住民サービスが底上げされることもある。また、連携の結果、「**社会資源が共有できる**」という効果もある。広域行政圏のような包括的な連携を行った場合、圏内にある図書館を始めとする公共施設は住民の共有資源となる。

「**効率的になる**」という、自治体にとっては重要な効果も連携することで期待できる。単一自治体として取り組まなければならない事業を、複数の自治体が連携すれば、人件費や施設整備費の面で、スケールメリットを生かしたコストダウンが生じることになるからである。これまで以上に効率性を目的とする広域連携を模索する必要がある。

派生的な効果として、「**職員の意識改革**」「**資質の向上**」や「**スキルアップ**」が図れることも指摘しておきたい。他自治体との連携は、職員間の交流が進み、職員の視野を広げることにつながる。また、企業等を交えた連携では、民間の発想や技術にも接し、専門性が培われることが期待できる。

第2章 多摩における広域連携の現状

第2章では、多摩の広域連携の現状を把握するとともに、今後の広域連携における課題を抽出していくこととする。

資料1（23ページ）の「多摩における広域連携一覧」は、平成18年夏、多摩の30市町村を対象に実施したアンケートの集約である。

ここでの「広域連携」は、かなり広義の意味での広域連携であり、一部事務組合のように法定化された連携から、首長同士のサミット会議、担当者レベルの事務研究会や連絡会のようなものまで、極めて多種多様な内容となっている。

1 広域連携の現状

（1）構成団体数から見た広域連携

資料1で集計した広域連携は全部で149件に上った。これを多摩26市の加盟状況から見ると、1市～4市が加盟しているのが66件、5市～10市が49件、11市～25市が21件、26市全てが関係するのが13件あった。

この数字は、地域的なテーマなどによる隣接自治体との連携が多くなっている実態を示しているといえる。また、多摩以外との連携状況を見ると、特別区との連携が10件、神奈川県、埼玉県など東京都以外の自治体との連携も24件ある。

（2）法定内の広域連携

次に、広域連携を制度面からみると法定内の連携（地方自治法に基づく「一部事務組合」など）と、法定外の協議会・研究会・連絡会などに大きく二分できる。

「一部事務組合」 一部事務組合は、法定内（地方自治法第286条）の連携として最も一般的な連携の形態である。多摩では現在30の一部事務組合が存在するが、一番多いのはごみ処理・し尿処理関連で11組合を数える。そのほか病院が3、火葬場が4、競輪などの収益事業が5、科学館が1つ、その他が6である。

ごみ処理などの衛生関連の一部事務組合が多いのは、行財政基盤が十分整備される前に多摩の人口が急激に増加したためであり、本来市町村に期待されていた事務をこうした一部事務組合で共同処理したためである。

「協議会」 次に、地方自治法第252条に規定される「協議会」の制度がある。多摩には、この協議会制度に基づく二つの大都市周辺地域広域行政圏が存在する。「多摩北部都市広域行政圏」と「西多摩地域広域行政圏」である。

このうち、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市で組織する「多摩北部都市広域行政圏」は、協議会としての長期計画を策定し、道路、下水道、防災、ごみ、介護保険などの各分野において課題や対応策の協議を行っている。事業では文化、

スポーツなどの施設相互利用や共同事業の実施、協議会ニュース「みんなの多摩六都」を定期的に発行している。また、同じ構成団体で一部事務組合を結成し、「多摩六都科学館」の運営を行っている。

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の8自治体で構成する「西多摩地域広域行政圏」は、面積が都全体の4分の1を超え、豊かな自然に恵まれた山間部から平坦な市街地に至るまで、多様な地域特性を備えている。

この協議会も、西多摩らしい魅力ある圏域づくりを進めるため、平成13年3月に新たな長期計画を策定し、活発に活動を展開している。具体的には、(社)大多摩観光連盟と一体となった観光事業のほか、行政圏全体の体育大会の実施、圏内の大学や高校と連携した公開講座の開設などである。

(3) 法定外の広域連携

一方、法定外の連携については100を超える連携組織が確認され、広域連携の約8割を占める。これらの法定外連携を見ると、2、3市のものから26市全体にまたがるもの、都県をまたぐもの、市町村のほか企業・市民団体を含むものなど、様々な組み合わせのものがある。

また、この集計表に挙げられた以外にも東京都市長会附属協議会(平成18年度は31の協議会)や、アンケートの回答に入らなかった連携もあると推測される。

法定内に比べて法定外の連携が多いのは、自治体が重きを置く行政課題の変質が要因である。それは、昭和40年前後の人口急増期以後、多摩の行財政基盤がしだいに整備され、各市町村が一定程度独自に対応できるようになったため、行政課題も道路整備、学校建設のように避けて通れない義務的な課題から、独自事業や上乘せ事業などの選択的な課題へと重点が移ったためであり、結果として、多様な連携が求められ、法定外の連携が増えていったのである。

分野による分類 ~流域、交通に関する連携が多い~

現在の広域連携149件を「分野別」に分類すると、次の表のとおり18種類の分野になった(分類区分については、事務局で区分した)。

こうして分類してみると、流域、交通、環境などに関するものが多いことがわかる。

多摩川をはじめとする流域分野は、治水や水質問題など、一自治体に留まらないテーマが多

分野	件数	分野	件数
行政全般	6件	流域	22件
交通	15件	し尿処理	4件
環境	16件	施設等相互利用	10件
システム開発	3件	防災	8件
まちづくり	15件	観光	3件
基地対策	3件	地域振興	5件
文化行政	3件	保健福祉	15件
行政事務	10件	大学等	2件
収益事業	5件	その他	4件

いことから、必然的に連携を組む場合が多いといえる。

交通についても同様で、鉄道沿線の自治体は混雑緩和や踏切解消など共通の課題が存在することから連携がやはり多いといえる。

このほか、ごみや緑に関する環境分野、下水道などのまちづくり分野、医療などの保健福祉分野、各種行政事務での連携も比較的目標立つ。

性格による分類 ~要望、連絡調整型が多い~

前項では連携組織を分野ごとにみたところであるが、ここではこれらの組織の性格について、おおまかではあるが、次の3つの傾向に分類してみた。

一つは、事業促進や予算獲得に向けた要望・要請などを行う「要望型」とも呼べる性格を有する連携である。首長自らがメンバーとなることが比較的多いと思われる。

二つ目は、自治体間の連絡調整や意見交換、情報交換などを行う「連絡調整型」である。これには、問題発生時等での対策や協議なども含めた。

三つ目の性格は、事務の共同処理や事業の相互協力などを行うもので、「共同運営型」と名付けた。

なお、すべての連携組織が三つの性格の内、どれか一つだけというものは少なく、いずれも複数の要素を持っているが、ここでは一番性格を表しているものに分けた。

表2 広域連携の性格分類

種別	性格	件数
ア 要望型	事業促進や予算獲得に向けた要望、要請など	18
イ 連絡調整型	情報交換、調整、協議、対策など	70
ウ 共同運営型	事務や事業の共同処理	61

共同運営型 61 件の内、32 件は一部組合などの法定内連携である。

ア「要望型」としては、18 件の連携事例が数えられた。『多摩川整備促進協議会』、『三鷹・立川間立体化複々線促進協議会』、『多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会』、『首都圏中央連絡道路建設促進協議会』などが事例としてあげられる。整備主体が国や都である河川整備や鉄道、道路などの事業に関連する連携が多い。

イ「連絡調整型」は最も多く、63 件ある。『多摩川流域協議会』、『国分寺崖線関係自治体連絡会』、『玉川上水緑の保全事業都区市連絡協議会』などが代表的な事例としてあげられる。また、『横田基地周辺市町基地対策連絡会』、『武蔵野線公害対策連絡協議会』のような対策検討型も連絡調整型に組み入れた。「要望型」で始まった連携が「連絡調整型」に移行したケースも見られる。

ウ「共同運営型」は 60 件あるが、その半数を占めるのが一部事務組合などの法定内連携である。一部事務組合の目的が共同運営であることから、当然の結果といえる。

法定外の連携では、災害時の相互応援、消防相互応援などの防災分野や、成人基本健康診査や子宮がん検診のような医療分野に共同運営型が多いといえる。介護保険電算システム共同開発、図書館の相互利用などもこのタイプである。

なお、平成 20 年度に設立が予定されている『後期高齢者医療広域連合』も共同運営型に位置付けられる。

以上、149 の広域連携事例を性格で 3 分類したが、この中では別の要素に基づく連携も見られる。それは、新たな課題に向けた研究、協議、研修などを行う取り組みで、「**創出型**」とも呼べる第 4 の性格である。ここでは、3 つの創出型連携を取り上げる。

広域連携推進協議会を運営母体とする『**広域連携サミット**』は、立川市周辺の 9 市首長による連携であるが、これまで交通やごみ問題、緑のネットワークなどのテーマで議論が行われている。また、違法屋外広告物の一斉撤去運動や 1 人 1 日 100 ㌦[㌦]のごみ減量運動などの共同キャンペーンにも取り組んでいる。

『**青梅線沿線地域産業クラスター協議会**』は、地元の企業経営者、研究者、技術者、資金提供者などを結びつけて新産業を創出し、地域の産業活性化を目指すもので、6 市町のほかそれぞれの商工団体などが参加している。

『**多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議**』は、八王子市から三浦半島まで連なる丘陵の緑の保全や再生を進めるもので、東京都・神奈川県の12 自治体で発足している。このほか、フットパス（散策路）に取り組む市民団体との連携も始まっている。

2 連携の課題

アンケート結果などから、多摩地区における現在の広域連携では、次のような課題が存在する。こうした課題は、今後の広域連携にあたって留意すべき事項である。

(1) 受け身的な連携が多い

先に述べたとおり、現存の広域連携では、「要望型」や「連絡調整型」に分類される連携が半数以上を占める。もちろん、このような要望や連絡調整、協議はそれぞれ目的として大事なことであり、その連携の存在価値は今後も十分にあるといえる。

我々が提唱している広域連携の姿は、こうした、どちらかといえば受け身的な連携ではなく、多摩に共通するテーマや多摩の魅力を高める課題を先取りし、新たな取り組みに挑戦するといった、主体的な連携を想定している。

(2) 自治体のみの連携が多い

アンケート結果からも明らかなように、現在の広域連携の大半は自治体のみの連携である。商工関係団体や大学、また、市民団体、NPO、さらには民間企業との連携も視野に入れる必要がある。なお、都道府県の枠を越えた連携も当然、考えられる。

(3) 住民への情報発信が少ない

これまでの連携は、住民への情報発信はあまりされていないといえる。連携のテーマによっては住民への情報提供を積極的に行い、広域連携の認知度を高め、住民と広く情報を共有することは、広域連携を円滑に実施するために欠かせないといえる。

(4) 連携のルールづくりが必要

現在行われている図書館などの公共施設の共同利用という連携では、交通機関の事情から便利の良い特定の自治体施設に利用者が偏るといった事態が一部に見られる。こうした、自治体間のアンバランスや市民と市外利用者との関係などについてのルールづくりの必要性を感じる。また、大きな視点でいえば、連携にあたっては、自治体の個別事業との優先性、あるいは東京都行政との整合性についても論じる必要がある。

第3章 多摩の魅力を高めるために

多摩においては、各自治体が様々な努力を積み重ね、全国的にもレベルの高い自立した自治体運営を行っている。一方、一部事務組合などの法定内制度、または、様々な法定外の仕組みを活用した多種多様な連携を行い、単独の自治体では解決しきれない課題等の解決を図ってきた。

しかし、近年、一層多様化、広域化している行政需要への対応や多摩の魅力を高めるためには、今まで以上に能動的で主体的な広域連携の取り組みが必要である。

ここからは、今、多摩に求められている新たな広域連携の方向性と具体的な連携事例を示していくこととする。

1 能動的でより主体的な連携を

(1) 新たな課題に立ち向かう主体的な連携を

これまでの広域連携の主たる目的は、避けて通ることの出来ない課題の解決と、事務の共同処理のようにスケールメリットによってもたらされる効率性であった。

しかし、地方分権が進む中、行政需要が多様化、高度化、さらには広域化している今日、自治体はそれぞれの自立性を高める一方、課題を先取りし立ち向かうような、より能動的で主体的な広域連携を推進していく必要がある。

(2) 市民、大学など多様な主体や社会資源を活用した連携を

東京のベッドタウンとして発達してきた多摩は、暮らしや自然環境に関心が強い住民が多く、いわゆる市民活動が広範に行われている。また、大学や企業をはじめとする人的資源や図書館、体育館などの社会資源も比較的整備されている。

これからの広域連携にあたっては、自治体のみならず、多摩の特性ともいえる、こうした豊富な人材や大学、あるいはネットワーク、集積する知的資源を有効に活用することが強く求められる。

(3) エリア（都県境）を越えた連携を

生活圏の広がりや、産業、市民活動のボーダレス化など、多摩の地域特性をこれまでふれてきたが、この動きは多摩に隣接する地域でも同様である。また、川や緑地などの自然環境は、当然のことながら自治体を越え、都県境を越えて存在する。

このため、今後は、多摩の地域内に留まらず、都県境を越えた連携・交流を一層強化し、多摩の魅力と活力を高める必要がある。

2 連携の方向性について

我々は、第1章で自治体がそれぞれ自立を確立するとともに、特定のテーマや目的での広域連携を提唱し、多摩の魅力を高めることを提言した。

ここでは、多摩の魅力を高める連携の方向性について、次の4パターンを提示する。

(1) 連携することで、「効果」が高まる取り組み

この連携パターンは、一つの自治体よりも近隣自治体等と連携して取り組むことで、相乗効果を生み、事業の効果が2倍にも3倍にもなり得る連携である。

現存の連携分類でいえば、「流域」「交通」「環境(緑)」などで、この効果を目的とした連携が見られる。『多摩川水系水質監視連絡協議会』『国分寺崖線関係自治体連絡会』などが具体的な事例として挙げられる。

引き続き、地域特性である「流域」、「環境(緑)」分野を中心に、事業効果のアップを目指す連携の必要性がある。

(2) 連携することで、「利便性」が高まる取り組み

広域連携で住民の利便性向上が得られるのは、「施設等相互利用」での広域連携が第一に考えられる。図書館の相互利用がわかりやすい事例である。その他にも健康診査事業の共同運営でも事例がある。

今後は、「施設等相互利用」のほか、「交通」などでの連携を進め、住民の利便性向上を図る必要がある。

(3) 連携することで、「効率性」が高まる取り組み

数多い自治体業務の中には、「隣の市と一緒に実施すれば効率的だ」と思える業務がいくつかある。ただ、現実には様々な制約があり、なかなか実現していない。

今後は、施設の共同設置やシステムの共同開発分野などでの連携を進め、スケールメリットを生かす取り組みが強く求められる。

(4) 連携することで、「実現性」が高まる取り組み

事業費が多額になる、専門的な知識やノウハウが必要であるなどの理由から、取り残されている課題がどの自治体にも一つや二つはあると思われる。

今後は、このように単独ではなかなか取り組めない事業について、共同で取り組むことで実現し、合わせて住民の利便性や事業効果が向上するテーマについての連携も検討する必要がある。

3 多摩の魅力をもつ 18 の連携事例

4つの連携の方向性に基づいて、ここでは、具体的な広域連携事例案を例示する。もちろん、これは、あくまで例示であり、すでに動きが見られる連携もあると思われる。この中から、一つでも具体化の動きが出ることを期待する。

【1】 連携で、より「効果」が高まる取り組み

統一河川条例（仮称「多摩川条例」）の制定

多摩川は、いうまでもなく多摩を代表する河川であり、水とみどりのシンボルでもある。一方、治水面、利水面など流域住民の生活にとっても大きな存在であり、課題も少なくない。河川敷へのゴミ不法投棄や河川敷公園や川遊びでの悪質なマナー、かなり改善されたとはいえ依然として残る水質の悪化、環境ホルモンによる魚への影響など、列挙すればきりが無い。

こうした課題に対し、国土交通省京浜工事事務所を中心に東京都の20市3町1村2区、神奈川県1市、山梨県1市2村で構成される「多摩川流域協議会」が設けられ、4部会（行政連絡部会、水環境部会、水とみどりのネットワーク部会、流域リバーミュージアム部会）の取り組みを通じて対応が進められている。さらに、支流である秋川、浅川などにおいても連携が見られる。

ここでは、こうした連携をさらに強化するため、多摩川の災害対策や環境保全、水量確保対策に留まらず、川利用のルール、上流と下流の人や文化の交流なども規定する統一河川条例（仮称「多摩川条例」）の制定を提唱する。対象の河川は、広く多摩川水系に流入する河川、水路、湧水なども加える。

現実的には、前述の多摩川流域協議会等での検討に加え、流域住民も巻き込んだ条例づくりを進める必要がある。また、例えば日野市の「清流保全条例」のように、同趣旨の条例をすでに制定している自治体との調整、あるいは他の河川についても検討が必要であることも付記する。

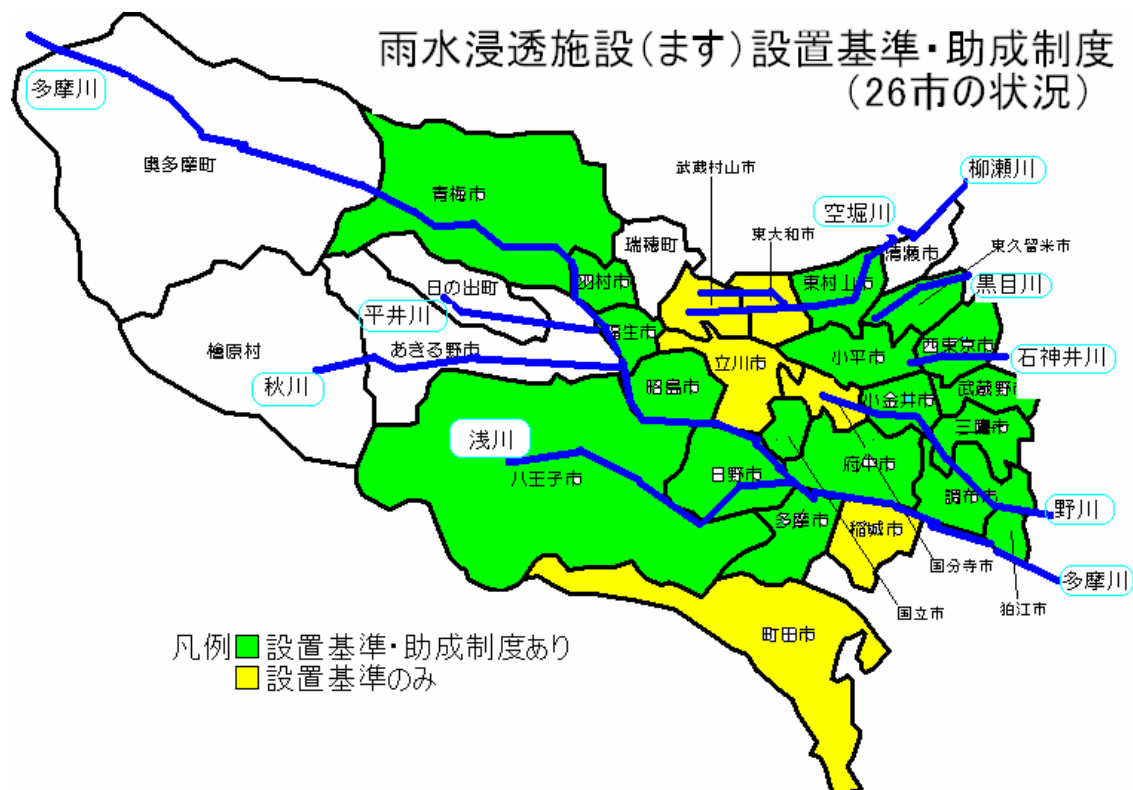
湧水保全での連携

多摩丘陵や狭山丘陵、また国分寺崖線、立川段丘崖線には多数の湧水が点在し、住民の貴重な憩いの場となっている。また、これらの湧水群とも関連する地域では、豊富な地下水の存在も確認されている。

こうした貴重な水環境の保全は、多くの住民が望むものであり、各自治体においても取り組んでいる現実がある。例えば、湧水と地下水の涵養に役立つ、雨水浸透枳の設置は小金井市をはじめ、ほとんどの自治体に取り組んでおり住民に対する助成制度も設けられている。その他、水源の一つである奥多摩町で森林保全活動に取り組んでいる昭島市や、「よみがえれ！井の頭池」と題するシンポジウムなどを通じた武蔵野市、三鷹市の

連携事例もある。

今後は、例えば、シンボルマークの設定、広域湧水マップの共同作成と湧水巡りの実施などによる一斉キャンペーンを検討する必要がある。そして、多摩全域での広がりを持つ、点から面への連携を進めるとともに、市民団体、NPOらとの連携を強化することも大切である。



鉄道沿線まちづくり連携

JR中央線三鷹・立川間の高架化工事が急ピッチで行われている。「三鷹・立川間立体化複々線促進協議会」等の長年の取り組みの結果、平成22年秋には連続立体交差事業が完成し18カ所の踏切が廃止され、平成24年には駅舎の整備やバリアフリー化を含めた全体工事が完了する予定である。複々線化はまだ実現しないものの、利用者の利便性や快適性が改善されることになる。ここでは、高架下に発生する空間の利用を巡って東京都と関連6市で具体的な協議が既に始まっている。また、立川以西の中央線連続立体化と複々線化の具体化も強く要望している状況がある。

ここでは、例示した中央線に限らず、その他の鉄道路線や多摩モノレール沿線の魅力向上と活性化を図るため、統一したコンセプトによる商品開発や駅名表示などの公共サインの設定、鉄道を利用した観光事業やイベント実施による「鉄道沿線まちづくり連携」を提唱する。併せて、各市の商工会議所らで組織されている「多摩観光協議会」が取り

組んでいる広域観光ルートとのタイアップも視野に入れる必要がある。

災害の事前、事後連携

安心、安全のまちづくりは、自治体の大切な行政課題である。各自治体とも災害に対して、ハード面での整備や避難スペースの確保を進めるなど、災害に強いまちづくりを推進している。また、“減災”を目指した意識啓発や弱者対策などにも取り組んでいる。しかし、それでも直下型地震などの大規模災害は、やって来る。まして、一つの自治体の中だけで起こることはあり得ない。「災害は自治体ごとでは起こらない」のである。

この大災害を想定し、事前、事後に対応できることは準備しておく必要がある。災害発生は防げないが、予防と準備不足による混乱は、未然に対応すべきである。

事前対応では、多摩全域による災害時の連携や防災力の相互補完を目的とする広域防災計画を策定し、これにより消防の相互応援体制や東京消防庁との連携の充実を図ることが考えられる。次に、危険箇所情報の共有化も必要である。ハザードマップは自治体ごとに作成されることが多いが、周辺情報も加え、その情報を周辺住民に周知することも大事である。地域の防災リーダーやボランティアの養成も、指導者の確保等の点から連携での対応が有効である。

災害時の広域連携では、例えば、避難場所や備蓄品の相互利用が想定される。行政境に居住している住民は他自治体の避難場所のほうが近い場合もある。また、帰宅困難者の支援での連携も考えられる。都心から帰宅する多くの住民には的確な情報をリレーで伝える必要がある。なお、こうした災害時の連携では、行政だけでなく市民や企業も取り込んだ連携も求められる。

災害後の廃棄物処理や衛生面での広域連携も必要である。この夏の長野県水害のように、災害後に発生する大量の廃棄物処理は、単独自治体ではとうてい処理できない事態が予想される。

ごみ減量大作戦

我々は、5年前の平成13年10月、「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして - 家庭ごみの有料化について - 」を提言した。その結果、現在では15市2町が何らかの形で家庭ごみの有料化を実施している。有料化だけでごみ減量が進むわけではないが、有力



な手段であることは否定できない。また、有料化直後は減量が進むものの、時間の経過とともに元の量に戻ってしまう傾向も見られる。今後も、ごみの発生抑制と排出抑制に重点をおいた取り組みが求められるが、住民一人ひとりの協力が最も大切である。

そこで、一つのアイデアとして、自治体ごとに住民一人あたりのごみ減量目標を設定し、その達成度を競う、「ごみ減量大作戦」を提唱する。目標値の設定や比較の方法、キャンペーンの中身の検討も住民参加で進めることも必要である。

「多摩広域市民活動サイト」の立ち上げ

これまで述べてきたように、多摩にも多くの市民団体やNPOがあり活発に活動している。また、地域の重要な構成員である企業も、地道な社会貢献活動を行っているケースがある。しかし、こうした活動は、ともすれば自治体ごとでの活動に留まることが多く、また情報不足から活動の意義が伝わらない側面が見られる。

そこで、市民団体や企業等の活動を広域的に支援し、更なる活性化を図る手法として、(仮称)「多摩広域市民活動サイト²」の立ち上げを提唱する。様々な市民団体の活動状況や、多摩の企業が行っている社会貢献活動を調査し、広く情報発信するサイトである。

このように活動情報を積極的に発信することで市民団体等の活動を支えると同時に、活動団体同士の交流も広げ、また、新たな市民活動や社会貢献活動の発掘につなげることも大切である。団塊世代がまもなく会社から地域社会に戻ってくると、市民活動はますます多様で活発化することが予想される。サイトの立ち上げは、団塊世代の社会活動を手助けする取り組みでもある。

【2】連携で、住民の「利便性」が高まる取り組み

多様な図書館連携

図書館の利用は、広域連携の原点ともいえるテーマである。多摩地区では、全26市の図書館が市民以外に通勤・通学者への貸し出しを行っているほか、リクエスト本を図書館相互で貸し借りする「図書館相互貸借」も全市で可能である(他に国会図書館、都立中央図書館、あるいは他県等の図書館からの借り入れも基本的には可)。

一方、隣接自治体同士による「図書館相互利用」もほとんどの自治体が実施しているほか、一部の自治体は大学図書館との連携も行っている。

こうした状況を踏まえた上で、三つの提案を行う。

一つは、近隣の自治体図書館との相互利用である。例えば、ある自治体の市民が乗り換える鉄道駅近くの図書館(「駅近図書館」)がいつでも利用できるという相互利用である。この連携にあたっては、現在の隣接自治体間同士の相互利用でも利用者数が偏る事例もあることから、市外利用者には何らかのハンディ(貸出し期間や有料化)を設定する等の対応を行うことも視野に入れる必要がある。

二つ目の提案は、各図書館の蔵書の特色化である。これは、一般的な蔵書に加え、それぞれの図書館が分担して特色あるプラスアルファの蔵書を出来るだけ取り揃えるこ

² 「ウェブサイト」の略。インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合。

とである。例えば、A図書館は児童書を、B図書館は美術書を、C図書館は理工書を揃えるという形式である。新たに購入するだけでなく、既存図書のやりとりについても考慮する必要がある。そして、これを多摩全域に周知し、リクエストに応じて速やかに配送するネットワークの充実も同時に求められる。動物の絶滅危惧種を守るために行われている「ズーストック計画」の考え方に近いもので、図書館の「ブックストック計画」ともいえる取り組みである。

三つ目は、古くなった蔵書の共同保管の提案である。どの図書館もリクエストの少なくなった蔵書の保管に困っている現実がある。そこで、多摩全域をカバーする蔵書保管場所を共同設置することを提案する。

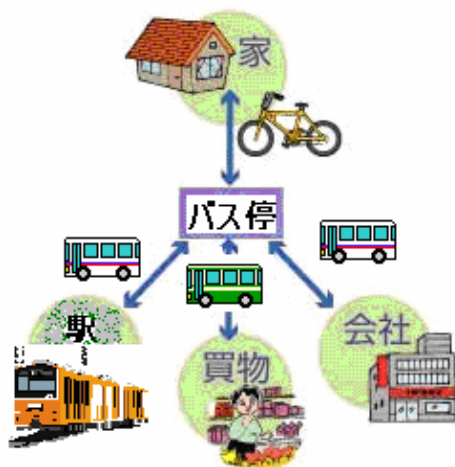
コミュニティバス連携（共同運行、相互乗り入れ）

多摩地区でも多くの自治体がコミュニティバスの運行事業を行っているが、他市区域内の鉄道駅への乗り入れが望まれているケースや、行政境に居住する住民からの隣接自治体のコミュニティバス乗り入れを望む声もある。

こうした中、武蔵野市の「ムーバス」は小金井市、三鷹市それぞれと協定を結び、全国的にも珍しい3市に路線網を持つコミュニティバスとなった。また、羽村市の「はむらん」は、隣の福生市域の病院に乗り入れている。

そこで、生活圏域が行政区域を越えて広がっているエリア等においてはコミュニティバスを複数自治体で共同運行、あるいは相互乗り入れすることを提唱する。目的は、行政区域を越えた交通不便地域の解消と、高齢社会における交通弱者等の移動手段の確保である。もちろん、市民合意の確保や運行経路、財政負担割合の調整、事業実施形態の調整などの課題があることも指摘しておきたい。

自転車利用の広域連携 ～サイクル&バスライド～



自転車は、誰もが手軽に利用できる都市における主要な移動手段の一つである。今、この利用に関しては、「放置自転車」、「歩道等での危険走行」といった社会的課題を抱えている。しかし、「無エネルギー」、「CO₂や有害物質を排出しない」「無公害」の乗り物として、さらには「健康」をキーワードとする乗り物としての発展性を有している。

我々は、こうした自転車の持つ機能と魅力を生かす方法として、「自転車とバスによるサイクル&バスライド」を提唱する。これは、バス路線が交差する主要なバス停留所近くに駐輪場を設置し、通勤や買い物における自

転車利用の促進を目指すものである。現在、各地で進められている車利用によるパーク&ライドとは異なる試みであり、多摩のように人口密度が高く、比較的鉄道網が充実している地域では、自転車とバスによるサイクル&バスライドが効果的であると判断したからである。

大学との連携

多摩地域には多くの大学・短期大学が集積しており、世界に誇りうる知的資源とマンパワーの源となっている。大学は歴史、文化、先端技術等の情報の蓄積を有し、また人材の宝庫である。こうした大学と積極的に連携していくことは自治体にとって極めて有意義といえる。

大学との連携は、多摩地域の41大学が加盟している(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩を通じた連携や、最近の町田市と桜美林大学、玉川大学、あるいは府中市と東京外語大学の例を持ち出すまでもなく、いくつかの自治体はこれまでも取り組んでいる。これまでの連携の多くは、大学図書館の住民開放や生涯学習分野、学校教育分野での連携である。

今後は市民講座開設などによる住民と大学の交流の拡大、災害時の大学施設の利用、環境問題における技術的支援、学生のアイデアを取り入れた空き店舗対策による駅前商店街の活性化など、それぞれの大学、あるいは地域の特色を生かした連携を推進する必要がある。

保育所入所枠での連携 ~市外入所枠の設定~

少子化の一つの要因は子育て環境にもあり、自治体業務では、保育所の待機児解消が大きな課題となっている。

東京都が進めている認証保育所は、国の認可基準より多少緩和された保育基準を設定するなど、地価の高い都市部の事情を考慮した制度であり、待機児解消策の一つとなっている。一方、自治体での新たな保育所開設は困難な状況がある。

そこで、一つの選択肢として、特定の保育所における市外入所枠設定を提案する。これは、全自治体が行っている、いわゆる「管外保育」とは異なり、隣接する自治体の保育所に一定の入所枠を設けるもので、現実には行政境にある保育所が対象となると思われる。事例としては、小平市の民間保育所に東村山市民向けの枠が設けられているケースがある。

各自治体とも待機児解消が課題の中、他の市民向けの入所の枠確保は厳しいとも思えるが、隣接した自治体が相互に入所枠を設定するなどの条件整備を進め、連携することを提案する。

【3】連携で、「効率性」が高まる取り組み

下水道施設の維持管理連携

昭和40年代半ばから始まった多摩地区の下水道整備事業は、現在までに普及率が95%（対人口）に達し、下水道事業の主力は、これまでの管渠布設整備から施設の維持管理に移行している。

こうした中、多摩地区における下水道施設の維持管理を広域的に共同化し、事務の効率化と維持管理コストの削減を目的とする検討会が26市などで既に設立されている。そして、維持管理業務の受け皿として、いくつかの自治体で管渠布設の実績を持つ東京都新都市建設公社が候補とされている。

都市型水害の危険性が叫ばれる中、情報の一元化や水害対策の一体的な対応も一層求められることから、ここでは、下水道施設の維持管理業務を中心とする広域連携を提唱する。

各種システムの共同開発

急速な情報技術の革新、国の電子自治体推進の動きの中で、地方自治体でも行政業務の電子化やアウトソーシングの取り組みが急速に進められている。住民に対するより質の高いサービスの提供とともに、行政においては、効率的な業務の推進、人員や業務コストの削減効果などが期待されている。

他方、各種電算システムの構築とその維持運営は、今や自治体にとって大きな財政負担となっている。また、24時間365日サービスへの対応や、ITスキルを有する人材確保にも苦慮している実態が顕著である。

こうした状況の中、複数の自治体によるシステムの共同開発をまず提唱する。これにより開発コストの縮減を図ることができる。東京都が導入を呼びかけている公会計システムや地方税の電子申告システムや公共料金の支払いシステムなど、取り組める候補は多いといえる。共同開発した事例としては、昭島市と小金井市による図書館システムがある。

また、システムの共同開発に併せて、民間のデータセンターの共同利用や、システムの有効性や効率性をチェックする民間専門家（アドバイザー）の共同配置などの手法を取り入れ、事業の効率化や住民サービスの向上を図る必要がある。

「住民税徴収整理機構」で滞納整理の推進

自治体にとって住民税は、いつの時代にあっても財政運営の骨幹を成す財源である。しかし、一方で「滞納」という現実があり、各自治体とも、その対応に苦慮している。最近でも「自動電話催告システム」の導入や、東京都との連携や税務署OBらによる滞納処理が行われている。納税の公平性確保と事務の効率化は、税務行政の永遠の課題ともいえる。

ここでは、個別市町村では対応が難しい滞納案件の処理を共同処理する、(仮称)「住民税徴収整理機構」を設置し、徴収率の向上と事務の効率化を図ることを提唱する。茨城県、北海道、京都府のように全国的にもいくつかの県ですでに設立されたり、検討されている事例もある。

業務は、自治体から任された滞納案件の徴収業務に加え、差し押さえや公売などである。なお、組織的には、町村も含めた一部事務組合の設置が考えられる。また、この連携においても、民間の専門的なノウハウを導入する必要がある。

退職職員人材バンクの共同設置

行財政改革は、多摩の自治体にとって重要課題の一つである。中でも、人件費の抑制につながる定員管理については、各自治体とも退職者不補充を基本に、業務のアウトソーシングや多様な雇用形態の活用等により、組織のスリム化を進めている。一方、団塊世代の大量退職期を目前に控え、職員の再任用・再雇用制度等を活用した雇用確保も求められている。

そこで、退職職員の持つ経験やスキルを活かせる新しい雇用の場創出と、行財政改革の推進を目的とする新たな仕組みづくりとして、「退職職員人材バンク」の共同設置を提唱する。退職する職種や人数は各自治体で異なるため、連携してプールすることにより退職者を有効に活用できると思われる。

想定している退職職員人材バンクは、事務職や技術職が一般的な対象となるが、例えば、A市で退職した学芸員をB市で再任用するなど、多摩全域で活用できるメリットがある。また、人材バンクを発展させ、アウトソーシングの新たな担い手となるような退職職員の組織づくりも考えられる。

【4】連携で、「実現性」が高まる取り組み

農業法人の共同設置

現在、多摩地区における農業を巡る課題はいくつかあるが、地産地消型の農業システムの確立のほか、農業従事者の高齢化と農地の減少が特徴的な課題といえる。

そこで、解決策の一つとして民間企業の農業参入という背景を踏まえ、「連携による農業法人」の設立を提唱する。これまで農業は農地法等による制約が多く、民間企業が参入したのは平成15年である。当初は構造改革特区の適用を受けての参入であったが、平成17年9月からは全国で参入が解禁となった。

ここで提唱する農業法人は、隣接する自治体が共同で設立し、農家と農業参入を希望する民間企業の仲介を主な業務とする。具体的には、遊休農地や相続農地を農業法人が農家から借り上げ、民間企業にリースし、農地を確保した民間企業は、農家に代わって農業を営むことになる。このことで農地の持つ緑地や避難空間としての役割も担えると

考える。そのほか、提唱する農業法人は、JAなどと連携して販路拡大につながる物流システムの整備にも取り組む必要がある。

なお、この農業法人設立については、JA等との協議はもちろん、法令等との整合を図る必要があることを付記する。

LRT導入での連携

自転車と同じように排ガス抑制による環境配慮型の交通システムとして、「LRT³(次世代型路面電車)」が注目を浴びている。交通渋滞の緩和、さらには市街地の活性化もねらった導入や計画であり、地方都市を中心に全国で70の構想があるといわれている。八王子にもかつて、多摩唯一の路面電車があった⁴。

多摩地区では、三鷹市の基本構想やかつての旧田無市、旧保谷市の長期計画において、都市計画道路調布保谷線(都道。調布市、三鷹市、武蔵野市、西東京市を通過)へのL



(富山市のLRT)

RT導入を想定した記述がされている。また、東京都の「多摩アクションプログラム」でも、LRT導入が検討項目となっている。

南北交通網がやや不足している多摩地域にあって、調布保谷線の整備が待たれることはもちろん、この道路を利用したLRT導入に向けた連携も有意義だと思われる。

公文書館の共同設置

自治体が扱う行政文書(「公文書」)は、それぞれの自治体の歩みを物語る証であり、住民との共有財産である。今、保存場所の問題や電子化の進展により、また、地域によっては自治体合併により、明治期以来の重要公文書が危機に瀕している。

歴史的に重要な公文書保存を自治体の責務と規定した公文書館法の施行からまもなく20年が経過する。公文書館設立が全国的にもほとんど進まない現状⁵を多摩から打破するため、全国初の構想となる、「公文書館の共同設置」を提唱する。

八王子市で今から10年後の市制100周年事業の一つとして公文書館建設が提起されているものの、多摩地区においては未だ未設置という状況を逆にチャンスと捉えた提案で

³ Light Rail Transit の略。

⁴ 昭和4(1929)年から10年間、武蔵中央電気鉄道が八王子駅・高尾橋間等を運行。

⁵ 東京では東京都公文書館と板橋区立公文書館の2館。

ある。財政面、専門職員の配置など、単独自治体ではなかなか取り組めない事業であり、共同での設置は効果的と考える。また、利用者にとっても一カ所で多摩全域の重要公文書が閲覧できるというメリットもある。なお、東京都や特別区との連携も視野に入れる必要もある。

今後、文書保存の基準や開設場所と時期、また、指定管理者制度導入などを視野に入れた運営主体等についても早急な検討が求められる。

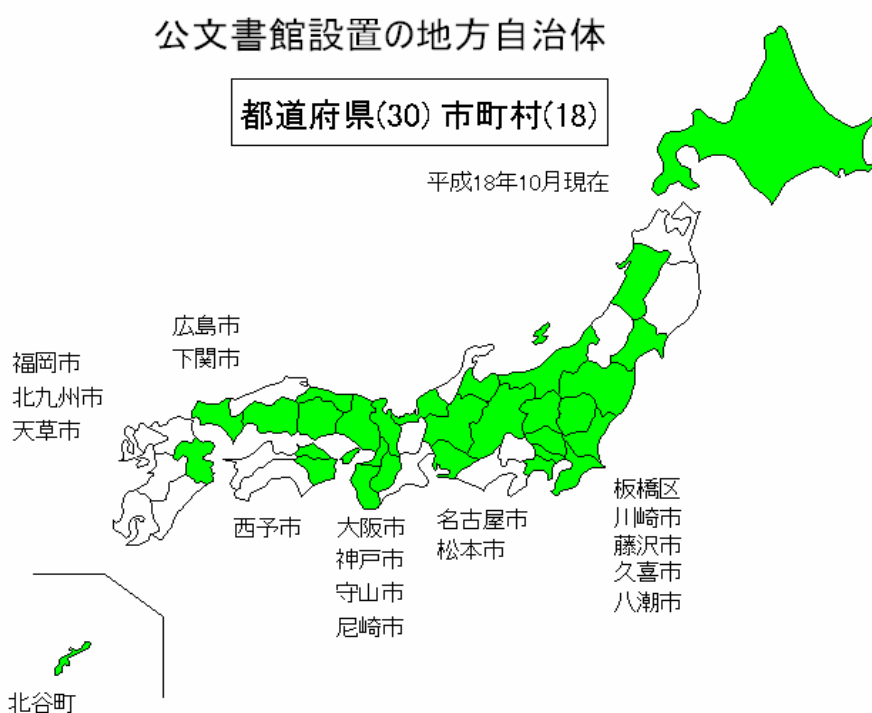


表4 多摩の魅力を高める18の連携事例案 一覧

項 目	概 要
統一河川条例の制定 (仮称「多摩川条例」)	多摩川の災害対策や環境保全だけではなく、川利用のルール、上流と下流の交流などを規定する統一条例。
湧水保全での連携	統一シンボルマークや広域湧水マップの作成、市域を越えた湧水巡りの実施など。
鉄道沿線まちづくり連携	統一コンセプトによる商品開発、駅名表示などの公共サインの作成、鉄道を利用した観光イベントほか。
災害の事前、事後連携	広域防災計画の策定。危険箇所情報の共有化、防災ボランティアの養成、避難場所相互利用、帰宅困難者支援。
ごみ減量大作戦	一人あたりのごみ減量目標を設定し、その達成度を競う。住民参加での検討と実践。
「広域市民活動サイト」の立ち上げ	市民団体の活動、企業の社会貢献活動の情報サイト。
多様な図書館連携	「駅近図書館」の相互利用、蔵書の特色化、古くなった蔵書の共同保管。
コミュニティバス連携	共同運行、相互乗り入れ。
自転車利用の広域連携	自転車とバスで「サイクル&バスライド」。バス停近くへの駐輪場設置。
大学との連携	市民講座開設、災害時の施設利用、環境問題における技術的支援、空き店舗活用による駅前の活性化など。
保育所入所枠での連携 ～市外入所枠の設定～	「管外保育」とは異なり、隣接自治体に入所枠を確保する取り組み。
下水道施設の維持管理連携	維持管理業務の統一委託。情報の一元化、水害対策の一体的な対応を図る。
各種システムの共同開発	公会計システムなどの共同開発と共同データセンターの設立、民間専門家の共同配置など。
「住民税徴収整理機構」で滞納整理の推進	自治体から任された処理困難な滞納案件の徴収、差し押さえや公売の共同実施。一部事務組合設立か。
退職職員人材バンクの共同設置	退職者不補充などの行財政改革。退職職員のスキル活用や雇用確保。
農業法人の共同設置	農家と農業参入を希望する企業の仲介で、都市農業の活性化と農地保全を。販路拡大システムの構築も。
LRT導入での連携	次世代型の路面電車。環境配慮、南北交通の整備と市街地の活性化。
公文書館の共同設置	全国初の市町村共同の公文書館構想。単独自治体では困難。利用者の利便性も。都、特別区との連携も。

4 広域連携活動に対する助成制度の創設

ここまで、多摩の魅力を高める、いくつかの連携事例案を述べてきた。ここでは、こうした新たな連携母体のスムーズな立ち上げと、既存の連携活動の活性化を目的とする財政支援の仕組みを提案する。この助成制度は、自治体間や関係団体間のマッチングのきっかけづくりとともに、その後の活動支援に十分寄与すると考える。

具体的な財政支援の範囲は、連携母体の立ち上げやその後の運営に要する経費とし、調査・研究費（研修会、講師謝礼等）、広報費（印刷費等）などを想定している。

当該助成制度は、平成 19 年度中の創設を目的とし、各市町村の意向を十分に把握しながら、その規模や実施期間等を検討していく必要がある。

広域連携等に関する市町村アンケート集計

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
01 行政全般	[広域行政圏] 西多摩地域広域行政圏	福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	単独市町村では対応の難しい行政課題に対処することを目的に、西多摩地域の全市町村が設置し、広域的な課題に対処し、圏域の一層の振興発展に努めている。	昭和58年	共同運営型
	[広域行政圏] 多摩北部都市広域行政圏	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	共通する行政課題に連携協力して広域的に対処し、より質の高い住民サービスを提供するために設置。文化事業・スポーツ大会等の「六都フェア」、図書館・宿泊施設の相互利用などを行っている。	昭和62年 3月	共同運営型
	広域連携推進協議会	立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市	平成16年11月8日開催の「第1回広域連携サミットin立川」での9市市長の合意を受け、市域を超え、より広域的な観点から対応すべき行政課題及びサミット関連の調整事項について検討を行う。	平成17年 3月	連絡調整型
	四市行政連絡協議会	武蔵野市、三鷹市、小金井市、西東京市	図書館の相互利用(平成6年7月～) 文化・体育施設の相互利用とガイドマップの作成(平成6年9月～) 四市市長による職員合同研修(平成7年10月～)	平成4年4 月	共同運営型
	飯能市・入間市・青梅市・瑞穂町行政事務連絡会議	飯能市、入間市、青梅市、瑞穂町	広域的な行政事務について情報交換を行い、相互に連絡調整を図る。	平成10年 4月	連絡調整型
	町田市・相模原市首長懇談会	町田市、相模原市	年1回、両市の市長・助役らによる懇談会を開催し、行政の諸問題について意見交換・交流を行う。	平成5年	共同運営型
02 流域	多摩川流域協議会	国及び多摩川流域の東京都、神奈川県、山梨県、22市2区3町3村	豊かで潤いのある多摩川を次世代へ継承するための計画を策定し推進することにより、多摩川の河川環境の改善に資すると共に、多摩川流域の河川管理に係わる意見交換及び情報連絡を行うことにより、多摩川流域行政の円滑を図ることを目的とする。	昭和62年	連絡調整型
	多摩川整備促進協議会	川崎市、青梅市、福生市、八王子市、府中市、国立市、稲城市、昭島市、立川市、多摩市、狛江市、日野市、羽村市、調布市、大田区、世田谷区、あきる野市	本会は、多摩川の整備促進運動を強力に推進し、治水を図り、もって水害を防止し、流域住民の安全と産業経済の発展に寄与することを目的とする。(1) 国に対し、積極的な要請(2)流域住民に対する河川 整備促進のための協力及び啓蒙宣伝(3)その他の事業達成に必要な事項	昭和54年 8月	要望型
	多摩川水系 水質監視連絡協議会	大田区、世田谷区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、奥多摩町	年2回の河川水質の同一日一斉調査の実施と測定項目の増加等調査内容の充実を図る。	昭和59年	連絡調整型
	多摩川リバーミュージアム	市民、企業、自治体、河川管理者など	現地情報拠点の設置、パートナーシップによる維持運営、ふれあい施設の整備。		連絡調整型
	多摩川流域懇談会 浅川部会	国土交通省京浜工事事務所、日野市、八王子市、東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所、浅川流域市民	浅川水系を管理する国と都の工事計画について、市民との意見交換の場として設立。その後、シンポジウム、学習会を実施するなど、行政と市民との協働の場となっている。	平成12年 9月	連絡調整型
	秋川・平井川 河川連絡協議会	東京都西多摩建設事務所・あきる野市・日の出町・檜原村・秋川漁業協同組合	秋川・平井川の水害を防止し、河川改修事業の促進と河川環境の整備及び利用を図るため意見、情報交換を行う。	昭和61年	要望型
	秋川・平井川流域 生活排水対策連絡協議会	あきる野市、日の出町、檜原村、秋川漁業組合、国(京浜河川事務所)、都(多摩環境事務所・西多摩建設事務所・西多摩保健所)	秋川及び平井川の水質保全のための必要事項を協議調整し、生活排水対策の推進に取り組む。	平成6年	連絡調整型
	平井川流域連絡会	あきる野市、日の出町、都(西多摩建設事務所)	流域住民、市町及び都が河川に係わる情報や意見の交換を行い、協同・連携して自然を生かした親しめる川づくりを進めていく。	平成12年	連絡調整型
野川流域環境保全協議会	三鷹市、調布市、国分寺市、小金井市、狛江市、世田谷区	野川流域の環境保全・環境改善を図り、水量確保、緑保全を目指す。	平成元年	連絡調整型	

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
(02 流域)	野川流域連絡会	東京都、世田谷区、三鷹市、調布市、府中市、小金井市、国分寺市、狛江市、流域住民、団体	河川に係る計画、工事、管理等について、河川環境と歴史・文化について、流域自治体の行政計画のうち河川に係わるものについて、流域内における開発など、まちづくりと河川の係わりについて情報、意見交換を行う。	平成15年11月	連絡調整型
	野川・仙川改修促進期成同盟	府中市、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、狛江市	野川及び仙川の改修を促進するため、関係当局への要望活動及び改修事業を促進するため必要な事業を行う。	昭和46年10月	要望型
	石神井川流域環境協議会	西東京市、小平市、練馬区、板橋区、北区、東京都	石神井川に快適な水辺環境を創造するため、広域的な対策の探究とその推進を図ることを目的とし、合同水質調査の実施、水質、汚濁防止の検討及び関係機関への要請等、総合的に考慮した事業を行う。	平成10年8月	要望型
	柳瀬川・空堀川合流点付近の川づくり懇談会	東京都(北多摩北部建設事務所)・埼玉県(川越土木事務所)・所沢市・清瀬市・地域自治会及び町内会・公募市民	柳瀬川・空堀川の新合流点付近において、市民参加による維持管理や河川利用について、建設的に意見交換を行う。	平成18年3月	連絡調整型
	空堀川環境確保対策会	武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市	空堀川流域4市で構成し、空堀川の水質浄化、流量確保、水辺環境の改善対策などについて検討を行う。また、合同で水質調査、小学生親子を対象とした親子環境教室を実施している。	昭和49年	連絡調整型
	残堀川水質調査会	立川市、武蔵村山市、瑞穂町	残堀川に快適な水辺環境を創造することを目的に、水質調査等の実施と調査報告書の作成、水質汚濁防止対策と流量確保の検討、関係諸機関への要請活動等を行っている。	昭和54年	連絡調整型
	鶴見川流域水協議会	町田市、稲城市、横浜市、川崎市、東京都、神奈川県、国土交通省	鶴見川流域整備計画の実施、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策の策定と実施及び水循環系の健全化に係る施策(鶴見川流域マスタープラン策定など)の実施に関する協議を行う。	平成16年8月	連絡調整型
	境川流域総合治水対策協議会	町田市、横浜市、鎌倉市、藤沢市、相模原市、大和市、城山町、東京都、神奈川県	境川総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るための境川流域整備計画の策定及びその実施に関する協議を行う。	昭和55年11月	連絡調整型
	(仮)境川流域自然環境保全/活用研究事業	町田市、相模原市、城山町	「町田相模原業務核都市構想」や「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を踏まえ、市民と行政とのパートナーシップにより、境川流域の自然環境を調査し、その保全や活動について考え方や手法を整理・研究する。	平成18年	連絡調整型
	新河岸川水系改修促進期成同盟会	川越市、志木市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、所沢市、新座市、朝霞市、和光市、狭山市、入間市、清瀬市、東村山市、東久留米市	新河岸川の本川及び支川の改修工事の促進を図ることを目的として新河岸川水系改修促進期成同盟会を結成。	昭和41年	連絡調整型
	新河岸川流域総合治水対策協議会	国土交通省、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、ふじみ野市、新座市、富士見市、さいたま市、三芳町、東京都、北区、板橋区、練馬区、立川市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市、瑞穂町	都市化の著しい新河岸川流域において河川改修事業、土地の適正な利用計画等、総合的な治水対策のための施策について協議の上策定し、かつその施策を推進することにより新河岸川にふさわしい治水の安全性の確保を図ることを目的として新河岸川流域総合治水対策協議会を結成。	昭和55年	連絡調整型
	野火止用水保全対策協議会	立川市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市、小平市	野火止用水の歴史環境保全等の促進を計ることを目的とし、これに必要な協議・調整を行う。	昭和49年4月	連絡調整型
	砂川用水連絡協議会	立川市・小平市・小金井市、武蔵野市・国分寺市	砂川用水の管理と情報交換		連絡調整型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
03-1 交通 (バス)	都営バスの公共負担についての関係市町長会担当部課長会	東京都・青梅市・西東京市・小平市・東大和市・武蔵村山市・瑞穂町	都営バス路線(梅70系統)が地域住民の日常生活に不可欠な交通機関であることを受け、5市1町による公共負担を前提として路線の存続を図る。	昭和57年7月	連絡調整型
	ムーバス5号路線「境・東小金井線」運行協定	武蔵野市、小金井市	武蔵野市の武蔵境駅北口と小金井市の東小金井駅北口を結ぶコミュニティバス「ムーバス」運行にあたり、補助金の交付割合をはじめとする両市の役割分担を定めた運行協定を締結した。	平成17年5月	共同運営型
03-2 交通 (鉄道)	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	多摩地域の24市町村	地域振興に係わる啓発、広報活動、関係諸官庁に対する陳情請願及び東日本旅客鉄道株式会社に対する請願折衝を実施する。その他目的達成に必要な事項を実施する。	昭和47年6月	要望型
	中央線立川以西連続立体化複々線促進事業連絡会	7自治体 東京都3(立川市、日野市、八王子市)、神奈川県2、山梨県2	立川駅以西の中央線立体化複々線を促進することにより、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。	平成11年	要望型
	JR五日市線複線化促進協議会	昭島市、福生市、あきる野市、日の出町、松原村	五日市線の複線化を促進するとともに、駅施設機能の拡充改善を図り、地域社会の開発、発展と住民福祉の向上に寄与する。	平成6年10月	要望型
	八高線八王子高麗川間複線化促進協議会	東京都 八王子市、昭島市、福生市、瑞穂町、埼玉県 入間市、飯能市、日高市	八高線、八王子高麗川間の複線化を促進し、沿線の輸送力増強と関係地域の発展を図る。	昭和56年2月	要望型
	八高線電車化促進期成同盟会	東京都 八王子市、昭島市、福生市、瑞穂町、埼玉県 入間市、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町ときがわ町、小川町、寄居町、美里町、神川町、群馬県 高崎市、藤岡市	八高線の複線、電車化を促進し、沿線地域の経済開発を図り、関係住民の福利の増進に寄与する。	昭和44年5月	要望型
	武蔵野線公害対策連絡協議会	都内6市(東村山・府中・稲城・国分寺・小平・清瀬)埼玉7市、都・県	武蔵野線公害対策に関し必要と認められる事項の調整等を行う。	昭和56年	連絡調整型
	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	多摩地域の26市町村	関係諸官庁に対する陳情及び請願の実施。地元の協力体制の確立に関する事。その他必要な調査、研究及び情報交換等を実施している。	昭和57年7月	要望型
	都市高速鉄道12号線延伸促進協議会	練馬区・清瀬市・新座市・所沢市	都市高速鉄道12号線の練馬区大泉学園町、新座市、清瀬市、所沢市方面への延伸を促進すること、特にJR武蔵野線への接続を早期に実現することを目的とする。	平成9年4月	要望型
	北多摩北部建設事務所・踏切対策推進会議	東京都、立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)	都の踏切対策基本方針における各種の検討のため、関係者間の情報交換を行い北部建設事務所管内の今後の踏切対策の計画的・円滑な推進のための組織。	平17年度	連絡調整型
北多摩南部建設事務所・踏切対策推進会議	東京都、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市、東日本旅客鉄道(株)、京王電鉄(株)、西武鉄道(株)	踏切対策基本方針における各種対策の検討にあたり、関係者間の情報交換を行い、東京都における今後の踏切対策の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。	平成16年8月	連絡調整型	
03-3 交通 (道路)	多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会	立川市、府中市、調布市、日野市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市	多摩川架橋建設計画、関連道路整備促進に必要な事項の調査研究。関係当局に対する架橋及び関連道路整備の早期実現の運動並びに地元の協力体制を確立する。その他協議会の目的達成に必要な事項を実施する。	昭和55年12月	要望型
	首都圏中央連絡道路建設促進協議会	東京都他9市町村	首都圏中央連絡道及び関連道路の建設促進するため調査研究及び情報交換を行い連携を図る。	昭和56年5月	要望型
	青梅・日の出間都道整備促進協議会	青梅市・日の出町及び両市町関係者	青梅・日の出間の都道184号及び都道238号の整備を促進し、もって周辺地域における生活の利便性の向上及び輸送力の増強による産業経済の発展を図るため、関係官庁等に対する請願、陳情を行い、東京都及び青梅市、日の出町の関連道路事業計画の情報交換を行う。	平成6年	要望型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
04 し尿処理	[一部事務組合] 湖南衛生組合	武蔵野市・小金井市・小平市・東大和市・武蔵村山市	し尿処理場の設置管理	昭和36年6月	共同運営型
	[一部事務組合] 秋川衛生組合	あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町	し尿処理場の設置管理	昭和42年4月	共同運営型
	[一部事務組合] 柳泉園組合	清瀬市・東久留米市・西東京市	し尿処理場・ごみ焼却場の設置管理	昭和35年9月	共同運営型
	[一部事務組合] 多摩川衛生組合	狛江市・稲城市・府中市・国立市	し尿処理場・ごみ焼却場の設置管理	昭和39年9月	共同運営型
05-1 環境 (ごみ)	三多摩清掃施設協議会	三多摩所在の清掃関係一部事務組合及び単独処理市町	清掃事業に関する共通の問題をテーマとした調査・研究や合同研修会などを実施している。	昭和48年	連絡調整型
	[一部事務組合] 東京たま広域資源循環組合	全市(あきる野市を除く)・瑞穂町	一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営		共同運営型
	[一部事務組合] 二枚橋衛生組合	調布市・府中市・小金井市	ごみ焼却場の設置管理	昭和32年2月	共同運営型
	[一部事務組合] 西多摩衛生組合	青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町	ごみ焼却場の設置管理	昭和37年6月	共同運営型
	[一部事務組合] 小平・村山・大和衛生組合	小平市・東大和市・武蔵村山市	ごみ焼却場の設置管理	昭和40年2月	共同運営型
	[一部事務組合] 西秋川衛生組合	あきる野市・日の出町・檜原村	ごみ焼却場の設置管理	昭和48年7月	共同運営型
	[一部事務組合] 多摩ニュータウン環境組合	八王子市・町田市・多摩市	ごみ焼却場の設置管理	平成5年4月	共同運営型
	[一部事務組合] ふじみ衛生組合	三鷹市・調布市	不燃・粗大ごみ資源化施設の設置管理	昭和35年1月	共同運営型
	多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会	多摩地域の市町村(26市3町1村)及び清掃施設を管理する一部事務組合(8団体)	多摩地域における可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設に、ごみ処理相互支援協力が必要な緊急事態が発生した場合におけるブロック単位を基本とした広域支援体制の運営協議及び支援調整事務。	昭和48年	連絡調整型
	(レジ袋削減連携)	多摩市・たまごみ会議、日野市・日野市ごみ減量推進市民会議	使い捨ての代表であるレジ袋の削減を目的として、同時開催のレジ袋辞退キャンペーン等をはじめ、さまざまな啓発活動を検討推進していく。	平成17年12月	連絡調整型
05-2 環境(緑)	緑の情報連絡会 (旧・都市緑化連絡会)	東京都、東京都の区市町村	自治体間の都市緑化の推進等に関する情報交換を行い、都市緑化の推進等に寄与することを目的とする。	平成2年10月	連絡調整型
	玉川上水緑の保全事業 都・区市連絡協議会	東京都、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、立川市、武蔵野市、三鷹市、昭島市、小金井市、小平市、西東京市、福生市、羽村市	玉川上水沿線区市関係住民代表玉川上水緑の保全事業の推進に関する事項、その他必要な事項について、検討及び情報交換を行い沿線区市及び住民が協力して円滑に推進することを目的とする。	平成9年	連絡調整型
	国分寺崖線関係自治体連絡会	東京都、世田谷区、大田区、立川市、三鷹市、府中市、小金井市、国立市、狛江市、国分寺市、調布市	国分寺崖線沿いの自治体が連携して、景観形成や自然環境の保全、みどりのネットワークの形成に取り組むことを目的とする情報交換の場。	平成18年1月	連絡調整型
	多摩丘陵里山保全連絡会	東京都、日野市、多摩市、八王子市、稲城市	市を跨いで連たんする多摩丘陵を保全する。	平成14年	連絡調整型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
05-2 環境 (緑))	3市連携緑地保全会議	町田市、横浜市、川崎市	3市に跨る貴重な多摩丘陵の保全を効率的に進めるために、3市が情報の共有化を図り、現実的な課題を認識し、1市では容易に施策展開が進展しなかった市域周辺部の保全を図る。	平成15年	連絡調整型
	多摩・三浦丘陵 自治体広域連携会議	東京・神奈川の13市町村(八王子市、日野市、稲城市、町田市、多摩市、相模原市、川崎市、横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市)	多摩丘陵から三浦半島までの緑のネットワーク化を図り、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に取り組む。	平成18年7月	連絡調整型
06 施設等相互利用	東京都市町村営保養所施設連絡協議会	三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、羽村市、多摩市	公営保養施設について研究・協議し、的確な施設運営及び効率化を図る。年2回施設の運営に関する研究協議を行っている。	平成2年7月	連絡調整型
	〔一部事務組合〕 瑞穂斎場組合	瑞穂町・福生市・羽村市・埼玉県入間市・武蔵村山市	火葬場の設置管理	昭和27年11月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 南多摩斎場組合	八王子市・町田市・多摩市・稲城市・日野市	火葬場の設置管理	昭和50年10月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 立川・昭島・国立聖苑組合	立川市・昭島市・国立市	火葬場の設置管理	昭和60年4月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 秋川流域斎場組合	あきる野市・日の出町・檜原村	火葬場の設置管理	平成7年5月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 羽村・瑞穂地区学校給食組合	羽村市・瑞穂町	学校給食	昭和46年4月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 多摩六都科学館組合	小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市	科学館の設置・管理及び運営	平成2年6月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅市・羽村市	工業用水道施設の設置管理	昭和40年2月	共同運営型
06-02 施設等相互利用 図書館	図書館間相互貸借	多摩地域全市町村、23区	自分の市で所蔵していない資料を、図書館間で相互に貸借する。なお、都立図書館でも協力貸出事業を実施しているので、都立図書館で所蔵がある資料については都立から借用する。都立に無い場合は他市町村へ依頼、都立・他市ともに無い場合は区へ依頼する。		共同運営型
	図書館相互利用	相互利用の組み合わせは多数(立川市、昭島市、武蔵村山市を除く)	連携市において図書館利用カードを作成することにより、貸出ほかのサービス利用が可能となった。		共同運営型
07 システム 共同開発	介護保険情報処理連絡会	立川市、武蔵野市、調布市、小金井市、国立市、西東京市、狛江市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、大島町、八丈町	介護保険事務に関する電算システムの共同開発。	平成10年7月	共同運営型
	東京電子自治体 共同運営協議会	東京都+都内55区市町村	東京都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図ることを目的としている。現在協議会では、電子申請及び電子調達サービスを提供している。	平成16年2月	共同運営型
	共同利用型 図書館システム運用協議会	小金井市、昭島市	図書館システムを共同で開発・運用する。	平成17年	共同運営型
08-1 防災	震災時の相互応援に関する協定	多摩31市町	震災時の相互応援協定。	平成8年	共同運営型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
防災(災害)	姉妹都市・友好都市大規模災害時における相互応援に関する協定	立川市・長野県大田市、福生市・滋賀県守山市、あきる野市・宮城県栗原市、昭島市・群馬県館林市ほか	大規模災害発生時に食料品・生活必需品・応急対策資機材等の提供と職員の派遣等を相互に行う。		共同運営型
	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定	八王子市、立川市、府中市、調布市、日野市、国立市。(山梨・長野ブロック)甲府市、諏訪市、山梨市、大月市、韮崎市、茅野市	ブロック相互間での支援物資の提供、応急復旧用資器材の提供、職員の派遣等災害時の支援全般。	平成8年11月	共同運営型
	災害時の避難場所相互利用に関する協定	立川市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、国立市、小平市、昭島市	指定避難場所の相互利用。	平成12年	共同運営型
08-2 防災(消防)	消防相互応援協定	立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市、檜原村、上野原市ほか多数	水・火災等に際して消防力を活用して、被害を最小限に防止する。		共同運営型
	稲城市消防本部と米空軍第374空輸団との消防相互応援	稲城市消防本部、在日米軍第374空輸団	火災予防、火災からの人命、財産の保護及び消防活動において相互に利益を得ることを目的とする。	平成7年2月	共同運営型
	東京都三多摩地区消防運営協議会	多摩地区各市町村	消防事務委託に伴う三多摩地区の常設消防の運営に関する都の消防計画について知事に意見を具申し、当該地区における消防行政の円滑な運営と消防力の強化を期する。	昭和35年	要望型
	三市消防行政連絡会	立川市、昭島市、国立市	消防活動の連携強化、防火思想の普及啓発、消防団相互の連絡協調並びに団員の研修及び訓練。	昭和60年	連絡調整型
09-1 まちづくり	首都圏業務核都市首長会議	八王子市、立川市、青梅市、町田市、多摩市、さいたま市、熊谷市、川越市、春日部市、越谷市、土浦市、つくば市、牛久市、千葉市、成田市、木更津市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市	多極分散型国土形成促進法(昭和63年)に基づき業務核都市の形成・整備を促進し、自立都市圏の形成を先導するため、業務核都市の首長が意見交換、連絡調整等を行う。		連絡調整型
	首都圏南西部・都市づくりに関する連携会	八王子市、立川市、町田市、多摩市、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、	関係自治体の情報・意見交換、連携方策の検討。	平成15年7月	連絡調整型
	南多摩ニュータウン協議会	八王子市、町田市、日野市、稲城市、多摩市	南多摩地区における新住宅市街地開発事業に基づく、市街地開発に関連する諸問題の対策及び調査研究を行い、開発の円滑な推進を図るため協議、要望していく。	昭45年5月	要望型
	多摩ニュータウンまちづくり協議会	八王子市、町田市、多摩市、稲城市、東京都(都市整備局)、都市再生機構	多摩ニュータウンの地域経営の視点から、今後のまちづくりにおける共通課題の解決に向けて協議し、施策の展開を図ることを目的とする。	平成13年11月	連絡調整型
	東京都国土調査推進協議会	東京都ほか国土調査を実施している11区6市3町2村	国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資すると共に、国土の実態を科学的かつ総合的に調査する国土調査事業の推進に寄与すること。	平成6年6月	連絡調整型
	福生都市計画協議会	福生市、羽村市、瑞穂町	多摩部19都市計画区域の内の福生都市計画区域について、都市計画に関する研究・研修会の実施及び情報の交換を行い、連携を図る。	昭和32年9月	連絡調整型
09-2 まちづくり(下水道)	東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会	東京都26市3町2村及び(財)東京都新都市建設公社	下水道における工事設計・工事施工・維持管理等を適切に行うためと都市町村との意見交換を図る。	昭和50年代	連絡調整型
	多摩川流域下水道北多摩一号処理区協議会	府中市、立川市、小平市、国分寺市、東村山市、小金井市	多摩川流域下水道北多摩一号処理区事業の円滑な運営を図る。	昭和44年4月	連絡調整型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
(09-2 まちづくり (下水道))	多摩川流域下水道 多摩川右岸ブロック協議会	八王子市・昭島市・日野市・羽村市・あきる野市・日の出町・檜原村	地域住民の下水道に対する期待に応えるべく、関係諸機関及び住民の流域下水道への理解と協力を得て、流域下水道の建設に向け事業の推進を図る。	昭和52年7月	連絡調整型
	多摩川流域下水道 野川ブロック協議会	府中市、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市	多摩川流域下水道野川幹線事業促進のため、関係官公庁及び市相互間の調整を図る。	昭和44年6月	連絡調整型
	荒川右岸東京流域下水道対策協議会	小平市・西東京市・東村山市・東大和市・武蔵野市・東久留米市・武蔵村山市・小金井市・清瀬市	荒川右岸東京流域下水道事業の円滑な運営を図る。	昭和47年11月	連絡調整型
	黒目川流域公共下水道 雨水整備促進協議会	小平市・東村山市・東久留米市	黒目川流域雨水整備事業計画の策定。	昭和62年11月	連絡調整型
	多摩地域の雨水対策連絡会	東京都、多摩30市町村	多摩地域における雨水対策の促進に向け、市町村が連携し連絡調整を図る。	平成17年	連絡調整型
	多摩地域の合流式下水道改善 対策促進協議会	東京都、新都市建設公社、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市	合流式下水道整備地区において、雨天時に公共水域における水質汚濁を防止し、良好な水環境へ都と関係市が一体となり水質汚濁を改善することを目的とする。	平成14年	連絡調整型
	効率的な管渠の維持管理検討 会	東京都26市3町2村及び(財)東京都新都市建設公社	多摩地域における下水道管渠の維持管理の現状を踏まえ、管渠の予防保全型維持管理への移行及び水質監視・指導業務の効率化を図る。	平成15年3月	連絡調整型
10 観光	全国梅サミット	青梅市、熱海市、水戸市、安中市、人吉市、田辺市、小田原市、武雄市、越生町、みなべ町、知多市、湯河原町、奈良市	梅を共通資源とする加盟市町相互の情報交換、人的交流により、梅を生かした観光文化の振興と梅関連産業の発展を図る。 平成18年2月23日、加盟市町災害時相互応援協定締結	平成7年度	連絡調整型
	多摩FC交流会	日野市、八王子市、多摩市、立川市、青梅市、国立市、調布市、日野映像支援隊、NPO調布FC、八王子観光協会	フィルムコミッション事業の広域連携。	平成17年11月	連絡調整型
	大多摩観光連盟	福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、丹波山村、小菅村	域内の観光宣伝及び観光客の誘致、観光資源の保全・開発及び観光地の美化等の実現のために連携している。	昭和62年	連絡調整型
11 基地対策	横田基地周辺 市町基地対策連絡会	5市1町(立川市、昭島市、福生市、羽村市、武蔵村山市、瑞穂町)	横田基地に起因する共通の諸問題を調査研究するため相互に協力し、関係機関との連絡を密にすると共に、航空機等の騒音、訓練、事故等に関する要請行動を行う。	昭和58年5月	連絡調整型
	横田基地に関する東京都と周 辺市町連絡協議会	東京都、立川市、昭島市、福生市、羽村市、武蔵村山市、瑞穂町	東京都と横田基地周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向けて協議することにより、住民福祉の向上を図る。	平成8年11月	連絡調整型
	厚木基地関係8市連絡会議	町田市、横浜市、藤沢市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、神奈川県	厚木基地の諸問題についての情報交換や対策の研究等をともに行っている。	昭和49年	連絡調整型
12 地域振興	多摩東部 広域産業政策連絡会議	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、武蔵野商工会議所、三鷹商工会、むさし府中商工会議所、調布市商工会、小金井市商工会、狛江市商工会	多摩東部地域におけるまちづくりと調和した工業振興と中小企業の活性化及び産・官・学の広域的な連携と相互交流を深める。	平成6年6月	連絡調整型
	たま工業交流展	立川市・昭島市・羽村市・武蔵村山市・(財)東京都中小企業振興公社(多摩中小企業振興センター)・青梅商工会議所・立川商工会議所・東京都商工会連合会・武蔵村山市商工会ほか	多摩地域の中小企業の持つ優れた技術や製品を一同に展示し、製品開発や加工技術など紹介することで、新規市場の開拓や受注の確保を図ること、ならびに地域工業振興を目的とする。	平成13年	共同運営型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
(12 地域振 興)	多摩湖 果実生産組合連合会	東大和市、武蔵村山市、東村山市(3市)	果実生産活動の連携等。	昭和33年 4月	連絡調整型
	秋川流域開発振興協議会	あきる野市、日の出町、檜原村	秋川流域の開発振興、促進及び諸問題を解決するため、広域的に連携調整を行い、まちづくりをより円滑に推進する。	昭和57年	要望型
	青梅線沿線地域 産業クラスター協議会	青梅市、羽村市、昭島市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び同町村の商工会議所又は商工会、(社)TAMA産業活性化協会	構成団体が組織や管轄区域の枠を超えて連携し、支援体制を構築することにより、具体的な成果の実感できる支援サービスの提供を目指す。具体的には、企業ネットワークの形成による産業クラスターの推進と企業支援事業の共同実施ほか。	平成18年 4月	連絡調整型
13 文化行政	東京都公民館連絡協議会	立川市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、多摩市、羽村市、八丈町、稲城市	各市の公民館の連絡連携及び公民館体制・活動の発展を図り、もって文化の発展に寄与するために、委員や職員等の各レベルでの定例部会の開催、東京都公民館研究大会の毎年開催、委員や職員研修の実施、等を行っている。	昭和26年 1月	連絡調整型
	東京多摩公立文化施設協議会 *市長会附属協議会	多摩地区の公立文化施設を管理運営する、小金井市ほか20団体	多摩地区における公立文化施設がその機能を十分に発揮するため、相互に連絡研究を行い、もって地域の向上に資することを目的とする。	昭和63年	連絡調整型
	多摩郷土史フェア	全市町村に呼びかけ(八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・東大和市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村が参加)	東京都市社会教育課長会の文化財部会が所管。多摩地区27市町村の郷土・歴史・文化財書籍の展示即売。例年1月、立川市で開催。平成18年度は第19回の開催。	昭和63年	共同運営型
14-1 保健福祉	多摩地域 福祉有償運送運営協議会	多摩26市町村	NPO等による福祉有償運送の必要性並びにこれを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議する。	平成17年 8月	連絡調整型
	多摩東 人権擁護委員協議会	府中市、小金井市、国分寺市、国立市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	自由人権思想の普及・高揚を図り、多面的な人権啓発活動を展することを目的とし、児童・生徒対象事業「人権の花」「中学生人権作文コンテスト大会」等、一般市民対象事業「講演と映画の集い」「パネル展」等を実施している。	昭和48年 5月	共同運営型
	(非営利法人)多摩南部成年後 見センター	稲城市、調布市、日野市、狛江市、多摩市	共同で非営利法人を設立し、後見人等の担い手がいない方を対象に、法人が成年後見業務を行い支援する。	平成15年 7月	共同運営型
	三市運営協議会	武蔵野市・小金井市及び西東京市	介護老人福祉施設並びにデイケアセンターを協同で利用するため、施設の助成及び運営に必要な事項を3市で協議する。合同研修会の実施。	平成12年 4月	共同運営型
14-2 保健福祉 (医療)	〔一部事務組合〕 阿伎留病院組合	あきる野市・日の出町・檜原村	病院の設置管理	大正12年 6月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 昭和病院組合	小金井市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・東大和市・武蔵村山市・西東京市	病院の設置管理	昭和3年7 月	共同運営型
	〔一部事務組合〕 福生病院組合	福生市・羽村市・瑞穂町	病院の設置管理	平成12年 4月	共同運営型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
(14-2 保健福祉 (医療))	東京都11市 予防接種対策協議会	府中市医師会等11市各医師会府中市医師会及び小金井市を含む11市医師会(立川・昭島・東村山・小金井・小平・国分寺・国立・狛江・東大和・清瀬・武蔵村山)	相互乗り入れをし、予防接種を実施。	昭和45年12月	共同運営型
	高齢者インフルエンザ予防接種に関する協定	八王子市、日野市	高齢者インフルエンザ予防接種を相互乗り入れにより実施することに関する協定。	平成18年10月	共同運営型
	基本健康診査	小金井市・国分寺市・小平市、市各医師	小金井市・国分寺市・小平市各医師会の協力により56歳以上の市民に対して基本健康診査を実施する。委託契約を締結している。		共同運営型
	成人基本健康診査	国立市、国分寺市	成人基本健康診査の相互乗り入れ。	平成17年4月	共同運営型
	東京都地域保健事業連絡協議会(五者協議会)	東京都・特別区・市・町村	東京都医師会東京都医師会及び地区医師会の協力の下、母子保健事業に係る健康診査等の委託契約事務等を行い、事業の円滑な執行を図る。	平成8年7月	連絡調整型
	北多摩北部保険医療圏小児初期救急医療体制推進協議会	東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市、東京都、東京都保健医療公社、多摩北部医療センター、小平市医師会、東村山市医師会、清瀬市医師会、東久留米市医師会、西東京市医師会ほか	小児初期救急医療の充実を図るのは、単独の市だけでは難しいため、北多摩北部保健医療圏として、地域の小児初期救急医療体制を推進するために、検討を重ねてきた。ここでの協議結果により、平成17年6月より多摩北部医療センターで、週二回平日夜間小児初期救急医療事業を、地域医師会の協力により、実施している。今後の体制の推進については、現在検討中である。	平成16年	共同運営型
	調布市及び狛江市 合同結核対策委員会	調布市・狛江市	調布市及び狛江市の公立小学校及び中学校における結核対策の中心的な役割を果たすため、合同で結核に関する健康診断の実施状況及び結果を把握する。また、精密検査及び経過観察の対象となる児童・生徒の管理方針を検討する等。	平成15年	共同運営型
	子宮がん検診	小金井市医師会、国分寺市医師会	20歳以上の女性を対象に、国分寺市医師会の4医療機関を含む、小金井市医師会の協力医療機関により、個別に実施。委託契約を締結している。	平成17年	共同運営型

15 行政事務	東京土地区画整理事業推進連盟	都、10区、26市、2町	区画整理事業の技術・ノウハウについての情報収集・交換、事例研究、新たな制度の研究、国土交通省等への各種要請活動等。	平成11年5月	要望型
	外国人のための無料専門家相談会	都内で外国人相談事業を行っている自治体、国際交流団体等により構成。(18年度41団体)。事務局は東京都国際交流委員会(東京外国人支援ネットワーク)	構成団体によりリレーで相談会を開催。円滑な相談会運営のため、東京外国人支援ネットワーク運営会議、相談員・語学ボランティア対象の研修会を開催し、団体間のネットワークの構築を図っている。平成14年東京外国人支援ネットワーク設立。	平成14年	共同運営型
	東京都多摩第5ブロック 生産緑地地区会議	東久留米市、清瀬市、小平市、西東京市、東村山市	生産緑地行政の連携	平成3年	連絡調整型
	北多摩南部地区 消費者行政協議会	調布市・狛江市・三鷹市・府中市・小金井市・東京都多摩消費生活センター	講演会・パンフレット・視察研修等の共同実施。定例的に情報交換を行い、複雑化する消費者行政に対応する。		連絡調整型
	西多摩地域 消費者行政事務連絡会	青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村	市町村における消費者行政の円滑な推進を図るため、担当職員の知識、経験、意見等の交流を行い併せて専門知識の習得に資することを目的とする。年2回程、西多摩地域住民を対象に東京都と共催で講座(座学・実験)を実施する。	平成9年6月	連絡調整型
	多摩地区 地方税徴収実務研究会	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小平市、東村山市、清瀬市、武蔵村山市、あきる野市、瑞穂町、奥多摩町	全国の地方税徴収を行っている一部事務組合の調査及び研究 地方税徴収事務の共同処理 東京都市税事務協議会への提言など	平成11年4月	連絡調整型
	4市町 戸籍証明書広域交付	福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町	福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町に本籍があり、かつ、住所を有するものに対し、戸籍の証明書について広域交付事業を実施し利便性の向上を図っている。	平成14年4月	共同運営型
	女性悩み事相談	福生市、羽村市	福生市、羽村市に女性専門カウンセラーによる相談窓口を開設し、両市の市民の相互利用を可能にしている。	平成15年5月	共同運営型

分野	組織名称	構成団体	連携の目的、内容	設立等	種別
15 行政事務	ストックマネジメント研究会	町田市、多摩25市(予定)	多摩地域における公共施設の維持管理・更新に関する標準化について検討を行う。	平成17年	連絡調整型
	東京都市 公害事務連絡協議会	三多摩26市	都市公害に関し、調査・研究等を行うとともに、関係機関との連絡調整を図る。	昭和44年 5月	連絡調整型
16 大学等	(社)学術・文化・産業 ネットワーク多摩	多摩地域の42大学・短期大学、10市(稲城、青梅、小金井、立川、多摩、八王子、羽村、日野、福生、町田市)、20企業、11団体	広域多摩地域を中心に大学・行政・企業・団体等との協働を通して、教育を柱に、地域の活性化、調査・研究開発、情報提供、交流促進、大学間連携等を実践し、地域の発展、教育の改善・発展と社会貢献に寄与する。	平成14年 7月	連絡調整型
	国立大学法人東京農工大学と 地域を結ぶネットワーク	国立大学法人東京農工大学、府中市、小金井市、三鷹市、日野市	国立大学法人東京農工大学の知的資源を積極的に地域社会に提供し、大学と自治体の双方が一体となった地域貢献を推進する。(対象カテゴリー：生涯学習、環境課題、地域課題、人材養成、産学官連携等)	平成14年 7月	連絡調整型
17 収益事業	【一部事務組合】 東京都十一市競輪事業組合	八王子市・武蔵野市・青梅市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市	自転車、モーターボート競走事業	昭和41年 4月	共同運営型
	【一部事務組合】 東京都六市競艇事業組合	八王子市・武蔵野市・昭島市・調布市・町田市・小金井市		昭和42年 4月	共同運営型
	【一部事務組合】 東京都四市競艇事業組合	小平市・日野市・東村山市・国分寺市		昭和42年 4月	共同運営型
	【一部事務組合】 東京都市収益事業組合	三鷹市・西東京市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市		昭和45年 10月	共同運営型
	【一部事務組合】 東京都三市収益事業組合	多摩市・稲城市・あきる野市		昭和48年 2月	共同運営型
18 その他	【一部事務組合】 東京市町村総合事務組合	全市町村	東京自治会館の設置・管理運営及び職員の共同研修・消防団員等の公務災害補償等・住民の交通災害共済事業。	昭和63年 4月	共同運営型
	【一部事務組合】 東京都市町村職員退職手当組合	福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・全町村・阿伎留病院組合他14組合	市町村職員の退職手当の支給	昭和40年 4月	共同運営型
	【一部事務組合】 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合	福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・全町村・阿伎留病院組合他13組合	市町村議会議員の公務災害補償等	昭和43年 2月	共同運営型
	経営シミュレーションセミナー (近隣10市合同研修)	武蔵野市、国立市、府中市、調布市、小平市、狛江市、東村山市、三鷹市、国分寺市、小金井市	他自治体職員との研修を通じて交流をはかり、情報交換、ネットワークを築く。	平成11年 度	共同運営型

平成18年11月27日

東京都市長会事務局 企画政策室

〒183-0052

東京都府中市新町2丁目77番地の1（東京自治会館内）

TEL 042-384-6396

FAX 042-384-6978

e-mail mayors-ki@crux.ocn.ne.jp